

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査の実施について

1 目的

指定障害福祉サービス事業者等が法令、通知等を遵守し、適正な事業運営を実施しているか否かを確認するため、指導、監査を実施し、利用者に対して支援内容の質の確保及び介護給付費等の給付の適正化を図る。

2 対象事業者等

障害者自立支援法に基づく事業者等

- ア 指定障害福祉サービス事業者
- イ 指定障害者支援施設の設置者
- ウ 指定一般相談支援事業者

名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市所在の事業所を除く

3 実施方法等

区分	種類	実施方法	対象事業所等
指導	集団指導	一定の場所で、講習の方式により実施	全事業所・施設
	実地指導	事業所又は施設で、実地に実施	施設：全施設の1/2以上実施 事業所：全事業所の1/3以上実施
監査	監査	事業所又は施設で、実地に実施	指導の結果監査が必要な事業所・施設 支援内容や給付費の請求に不正又は不当の疑いがある事業所・施設等

* 実地指導及び監査は、関係市町村等から情報収集に努め、また連携を図りながら実施する。